

【憲法】

Y町は、都心から新幹線で1時間程度で行ける、気候が冷涼な、風光明媚な観光地である。Y町には民間ディベロッパーが開発した別荘地Z地区があり、夏の別荘利用のピーク時における、別荘を使用する別荘所有者とその家族（いずれもY町に住民登録していない者。以下別荘住民という）は、Y町に住民登録しているY町住民のおよそ1.5倍となり、また、各別荘の年間使用日数は、1別荘あたり平均36日であることがY町の調査で確認されている。Y町では、かねてより、Y町が営む簡易水道事業の水道料金について、Y町給水条例で決定していたが、Z地区別荘地開発に係わる水道施設敷設時から続く、長年の累積赤字問題の解消のため、水道の基本料金の設定に際し、水道の一般需要者と別荘住民とを区別し、別荘住民一軒あたりの基本料金を、一般需要者一軒あたりの基本料金の4倍とする条例変更（以下本条例という）を行った。その結果、本条例施行後1年を経過した時点では、月ごとの使用量を含めた水道料金の総額に関し、1別荘あたりの平均年間支払い額と一般需要者1軒あたりの平均年間支払い額は、ほぼ同額となるに至った。

また、Y町では、年間を通じての居住日数が少ない別荘住民がこれ以上増えることは、Y町の財政や行政運営上好ましくないとの判断により、Z地区の別荘住民XからY町に提出された転入届につき、その受理を拒否している。以上の事例につき、憲法上の問題点をあげて論じなさい。

(参考条文)

水道法

第十四条 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。

2 前項の供給規程は、次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。

- 一 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。
- 二 料金が、定率又は定額をもつて明確に定められていること。
- 三 水道事業者及び水道の需要者の責任に関する事項並びに給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法が、適正かつ明確に定められていること。
- 四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

住民基本台帳法

第二十二条 転入（新たに市町村の区域内に住所を定めることをいい、出生による場合を除く。以下この条において同じ。）をした者は、転入をした日から十四日以内に、次に掲げる事項（いずれの市町村においても住民基本台帳に記録されたことがない者にあつては、第一号から第五号まで及び第七号に掲げる事項）を市町村長に届け出なければならない。

- 一 氏名
 - 二 住所
 - 三 転入をした年月日
 - 四 従前の住所
 - 五 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄
 - 六 転入前の住民票コード（転入をした者につき直近に住民票の記載をした市町村長が、当該住民票に直近に記載した住民票コードをいう。）
 - 七 国外から転入をした者その他政令で定める者については、前各号に掲げる事項のほか政令で定める事項
- 2 前項の規定による届出をする者（同項第七号の者を除く。）は、住所の異動に関する文書で政令で定めるものを添えて、同項の届出をしなければならない。